

随意契約及び比較見積書省略理由書

件名：大阪府立青少年海洋センター 宿泊管理棟他外壁補修工事

【本工事を行うに至った経緯】

大阪府立青少年海洋センターの外壁については、塩害や施設老朽化の影響を受け、ひび割れ箇所が複数見られる等、今後壁面の崩落により施設利用者にいつ被害が生じてもおかしくない状況であることから、大阪府 FM 基本方針に基づき、施設の長寿命化を図る観点から外壁改修工事を実施する方向で検討していた。しかし、令和 6 年度に入り、外壁の一部が剥がれ落ち、さらに令和 6 年 12 月 20 日には宿泊管理棟の東側外壁（せんなん里海公園側）上部の一部が崩れ、隣接するせんなん里海公園までコンクリート破片が飛び散る事案が発生。これまでは海洋センター職員による安全第一とする利用者の案内導線確保や呼びかけ等により施設利用者へ被害が生じないよう努めてきたが、職員の目が届かない隣接する公園にまで影響が及ぶなど、想定を超える事態となっている。これから夏にかけて施設・土地柄、利用者が多くなる繁忙期となるため、万が一新たに外壁が崩落した場合、被害が発生する可能性も高くなることから、1 日でも早い契約、工事着手を目指す必要がある。

早急な対応が求められる中、当初検討していた外壁改修工事では、運営中かつ規模の大きい施設であることから、工事設計に約 1 年、工事に 1 年以上かかる予定のため、危険な状態が長期間解消されないままとなってしまう。そこで、利用者が滞在中通行する場所、および隣接公園に影響が出る可能性がある場所において、目視による爆裂が確認される部分、塗装材の浮きが確認される部分に工事箇所を絞り、緊急補修工事を実施することで、迅速に施設利用者および隣接公園利用者の安全性向上を図ることとした。

【随意契約理由】

本来ならば、一般競争入札を実施すべきところだが、新たな外壁崩落による人命にも関わる重大な事故に繋がる恐れがあることから、公告の期間等短縮してもなお急務を要する一刻の猶予も無い状況にあり、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約を行うものである。